

随意契約結果及び契約の内容

工 事 の 名 称	令和7年度広島新交通白島エスカレーター外整備工事
工 事 概 要	道路用昇降設備整備 エスカレーター 3基
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 広島国道事務所長 金納 聡志 広島県広島市南区東雲2丁目13番28号
契 約 年 月 日	令和 7年 9月22日
契 約 業 者 名	東芝エレベータ (株)
契 約 業 者 の 住 所	神奈川県川崎市幸区堀川町72-34
契 約 金 額	257,400,000円 (税込み)
予 定 価 格	281,985,000円 (税込み)
随意契約によることとし た理由	別紙のとおり
工 事 場 所	広島県広島市中区白島北町～東区牛田新町地内
工 事 種 別	機械設備工事
工 期 (自)	令和 7年 9月23日
工 期 (至)	令和 9年 2月26日
備 考	

随意契約理由書

1. 工 事 名：令和7年度広島新交通白島エスカレーター外整備工事
2. 業 者 名：東芝エレベータ株式会社
3. 住 所：神奈川県川崎市幸区堀川町72-34
4. 理 由：本工事は、広島新交通昇降設備（エスカレーター設備）の整備工事を行うものである。
当該整備は、設備の機能・性能に影響を及ぼすものであり、確実に整備の施工可能な技術力を有している業者により実施されなければならない。
本設備を設計・製作・据付した東芝エレベータ株式会社以外の者で参加者の有無を確認する公募手続きを行ったところ、参加意思確認書の提出がなかったため、上記業者と契約を行うものである。
5. 適用法令：会計法第29条の3第4項
予算決算及び会計令第102条の4第3号